

公立はこだて未来大学大学院学則

(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第2号)

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 組織（第4条・第5条）
- 第3章 職員等（第6条～第8条）
- 第4章 学年，学期および休業日（第9条～第11条）
- 第5章 修業年限および在学期間（第12条～第13条の2）
- 第6章 入学（第14条～第23条）
- 第7章 授業科目および履修方法（第24条～第32条）
- 第8章 休学，退学等（第33条～第37条）
- 第9章 修了および学位（第38条・第39条）
- 第10章 賞罰（第40条・第41条）
- 第11章 科目等履修生等（第42条～第46条）
- 第12章 入学検定料，入学料，授業料等の徴収（第47条）
- 第13章 補則（第48条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立はこだて未来大学学則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第1号）第4条第2項の規定に基づき、公立はこだて未来大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学大学院は、専攻分野に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて、高度の専門的知識・能力を有する人材および高い研究能力を有する人材を育成するとともに、学術・文化や産業の振興拠点として、社会や地域に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学大学院は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うものとする。

第2章 組織

(研究科，専攻および定員)

第4条 本学大学院に、システム情報科学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に、システム情報科学専攻を置く。

3 研究科の課程は博士課程とする。

4 博士課程は、前期の課程（以下「博士（前期）課程」という。）および後期の課程（以下「博士（後期）課程」という。）に区分し、博士（前期）課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

5 博士（前期）課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

6 博士（後期）課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(定員)

第5条 本学大学院の研究科の学生定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	収容定員
システム情報科学専攻	博士（前期）課程	50人	100人
	博士（後期）課程	10人	30人

第3章 職員等

（職員）

第6条 本学大学院に、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員および技術職員を置く。

2 前項に規定する職員のほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

（客員教授等）

第7条 本学大学院に、客員教授または客員准教授を置くことができる。

2 客員教授および客員准教授に関し必要な事項は、別に定める。

（特別招聘教授等）

第7条の2 本学大学院に、特別招聘教授または特別招聘准教授を置くことができる。

2 特別招聘教授および特別招聘准教授に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科委員会）

第8条 研究科に、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教授、准教授、講師および助教をもって組織する。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期および休業日

（学年）

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第10条 学期は、学年を分けて次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、特別の必要があるときは、前項に規定する期間を変更することができる。

（休業日）

第11条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春期休業日

(4) 夏期休業日

(5) 冬期休業日

2 前項第3号から第5号までに定める各休業日の期間については、学年の初めに学長が定める。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、特別の必要があるときは、臨時に休業日を定め、または休業日において臨時に授業を行うことができる。

第5章 修業年限および在学期間

（修業年限）

第12条 博士（前期）課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士（後期）課程の標準修業年限は、3年とする。

（在学年限）

第13条 博士（前期）課程の学生は、4年を超えて在学することができない。

2 博士（後期）課程の学生は、6年を超えて在学することができない。

3 前2項の規定にかかわらず、第21条および第22条の規定により入学した学生は、第23条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

（長期履修）

第13条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は、博士（後期）課程において5年以内とする。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 入学

（入学の期日）

第14条 入学の期日は、4月1日とする。ただし、転入学もしくは再入学する場合または特別の必要があり、かつ、教育上支障がない場合は、後期の学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第15条 博士（前期）課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、本学大学院において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めたもの

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したもの

(11) 大学に3年以上在学した者で、本学の所定の単位を優秀な成績で修得したと学長が認めたもの

2 博士（後期）課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位または専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者

- (2) 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達したもの
（入学の志願）

第16条 本学大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類および入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

（入学者の選考）

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続および入学許可）

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料その他の納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（進学手続および進学許可）

第19条 本学大学院の博士（前期）課程を修了し、引き続き博士（後期）課程への進学を志願する者は、進学願書に所定の書類を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

2 前項の進学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

3 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出しなければならない。

4 学長は、前項の進学手続を完了した者に進学を許可する。

（入学または進学の許可の取消し）

第20条 学長は、志願者の提出書類に虚偽または不正があった場合には、入学または進学の許可を取り消すことができる。

（編入学および転入学）

第21条 学長は、本学大学院に入学を志願する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、選考のうえ、相当年次に第1号に掲げる者については編入学を、第2号に掲げる者については転入学を許可することができる。

(1) 他の大学院を修了した者または退学した者

(2) 他の大学院に在学する者

（再入学）

第22条 学長は、本学大学院に入学を志願する者が本学大学院を修了した者または退学した者であるときは、選考のうえ、相当年次に再入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第23条 前2条に規定する入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、学長が決定する。

第7章 授業科目および履修方法

(教育方法)

第24条 本学大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

(授業科目等)

第25条 授業科目の種類、単位数等は、別に定める。

(履修の申請)

第26条 学生は、履修しようとする授業科目を学長に申請し、その承認を得なければならない。

(単位の算定基準)

第27条 授業科目（博士（前期）課程におけるものに限る。）の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準により算定するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、システム情報科学研究については、4単位とする。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績評価)

第29条 試験等の成績評価は、A、B、CおよびDをもって表示し、A、BおよびCを合格とする。

(他の大学院等における研究指導)

第30条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、本学大学院の学生に当該他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士（前期）課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修)

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、本学大学院の学生が当該他の大学院において履修した授業科目および国際連合大学の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を8単位を超えない範囲で、本学大学院博士（前期）課程における授業科目により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を8単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

第8章 休学、退学等

(休学および復学)

第33条 学生は、病気その他やむを得ない理由により2月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、1年を限度として休学の期間の延長を許可することができる。

3 休学の期間は、博士（前期）課程においては通算して2年、博士（後期）課程においては通算して3年を超えることができない。

- 4 休学の期間は、第13条に規定する在学の期間には算入しない。
- 5 学生は、休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第34条 学生は、他の大学院へ転学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第35条 学生は、外国の大学院で授業科目を履修し、または研究指導を受けようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学する期間は、第13条に規定する在学の期間に含めることができる。
- 3 第31条の規定は、第1項の留学について準用する。

(退学)

第36条 学生は、本学大学院を退学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。
- (2) 第13条に規定する在学の年限を超えたとき。
- (3) 第33条第3項に規定する休学の期間を超えてなお復学できないとき。
- (4) 長期にわたる欠席その他の事由で成業の見込みのないとき。

第9章 修了および学位

(修了)

第38条 学長は、博士（前期）課程に2年（第23条の規定により在学すべき年数を定められた者にあつては、当該年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格した者について、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、博士（前期）課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、博士（前期）課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 学長は、博士（後期）課程に3年（第23条の規定により在学すべき年数を定められた者にあつては、当該年数）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および試験に合格した者について、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、本学大学院に3年（本学大学院博士（前期）課程または他の大学院の修士課程もしくは博士（前期）課程に2年以上在学し当該課程を修了した者については当該課程における2年の在学期間を、第1項ただし書の規定によって修了した者については、当該課程の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第15条第2項第2号から第8号までのいずれかに該当する者が、博士（後期）課程に入学し、優れた業績をあげた場合においては、その者の博士（後期）課程における在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第39条 学長は、前条の規定により修了の認定を受けた者に、次の表の左欄に掲げる在籍した課程の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学位を授与する。

博士（前期）課程	修士（システム情報科学）
博士（後期）課程	博士（システム情報科学）

第10章 賞罰

(表彰)

第40条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第41条 学長は、学生がこの規則その他の規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をしたときは、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 退学は、次の各号に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第42条 学長は、本学大学院において一または複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学できる者は、第15条第1項各号または同条第2項各号のいずれかに該当する者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講生)

第43条 学長は、他の大学院の学生で、本学大学院において一または複数の授業科目の履修を志願するものがいるときは、当該他の大学院との協議に基づき、選考のうえ、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講生に対し、単位を与えることができる。

(研究生)

第44条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると学長が認める者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると学長が認める場合は、1年の範囲内においてその期間を延長することができる。

(特別研究学生)

第44条の2 学長は、本学の大学院において研究指導を受けようとする他の大学または外国の大学の大学院の学生がいるときは、当該他の大学または外国の大学との協議に基づき、特別研究学生として当該学生の入学を許可することができる。

(研修員)

第45条 学長は、大学その他の団体等からその所属する職員に本学において特定の専門事項について研修させたい旨の申入れがあったときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修員として受け入れることができる。

2 研修員として受け入れることのできる者は、大学院を修了した者またはこれと同等以上の学力があると学長が認める者とする。

(外国人留学生)

第46条 学長は、外国人が本学大学院に入学を志願するときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第12章 入学検定料、入学料、授業料等の徴収

第47条 授業料、入学料、入学検定料その他の費用の徴収については、公立大学法人公立はこだて未来大学授業料等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第51号）に定めるところによる。

第13章 補則

第48条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前に廃止前の公立はこだて未来大学大学院学則（平成15年函館圏公立大学広域連合規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成20年3月31日において現に公立はこだて未来大学大学院の学生であった者に係る授業科目および修了要件については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規程の施行の日以後において編入学または転入学をした者に係る授業科目については、この規程の規定にかかわらず、当該者が編入学または転入学をした年次に属する在学者に係る授業科目と同様とする。

附 則（平成21年5月15日規程第17号）

1 この規程は、平成21年5月15日から施行する。

2 この規程による改正後の公立はこだて未来大学大学院学則の規定は、平成22年4月以後の月に入学した者について適用し、同年4月前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月8日規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月14日規程第1号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成24年2月9日規程第3号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月11日規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日規程第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規程第5号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。